

(前のページより続き)

○管区警察学校の各部の内部組織に関する規則及び警察法第五十六條の二第一項の特定地方警務官で国家公安委員会規則で定める者を定める規則の一部を改正する規則
(国家公安委五)

〔訓 令〕

○主任審査官、特別審査官、難民調査官、意見の聴取を行わせる入国審査官及び意見の聴取を行わせる難民調査官を指定する訓令の一部を改正する訓令(法務二)

〔告 示〕

○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十九條第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件
(内閣府・復興庁・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業)

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二條の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件(内閣府・財務三)

○特定商取引に関する法律第六十一條第一項に規定する指定法人が行う同條第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する命令第三條第一項の規定に基づき認定した法人の名称を変更した件(内閣府・経済産業三)

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件
(金融庁二一、二二)

○保険業法第二百七十三條第一項第一号の規定による同法第百八十五條第一項の免許の失効に関する件
(同二三)

○消費者安全法第二十三條第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任された同法第二十二條第一項の規定による権限に属する事務を都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする件の全部を改正する件(消費者庁二)

○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件(総務一六六)

○基礎的電気通信役務支援機関の名称を変更する件(同一六七)

○地方税法施行規則第十六條の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める件
(同一六八)

○元売業者の指定を取り消した件
(同一六九)

○元売業者を指定した件の一部を変更した件(同一七〇、一七一)

○石油パイプライン事業の事業用施設上の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件
(総務・経済産業・国土交通一)

○市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件(消防庁四)

○消防吏員の階級の基準の一部を改正する件(同五)

○消防組織法第十八條の二第二十一号に規定する消防庁長官が指定する市の一部を改正する件(同六)

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件
(財務・経済産業二)

○ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する件
(文部科学六九)

○疫学研究に関する倫理指針及びヒト受精卵の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する件(文部科学・厚生労働二)

○特別名勝の権限委譲の区域を指定する件(文化庁一一)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働二二八)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件
(同一二九)

○高齢者職業経験活用センターの指定を取り消した件(同一三〇)

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件
(同一三一)

○健康保険法施行令第六十一條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件
(同一三二)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十條の二の三第二項第二号及び同條第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件(同一三三)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件(同一三四)

○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件(同一三五)

○卸売業者の合併について認可した件(農林水産八〇二)

○租税特別措置法施行令の規定に基づき、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める農業に従事することを不可能にさせる故障に係る基準
(同八〇三)

○海岸法施行令第八條第二項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する工事を指定する件(同八〇四)

○風味調味料の日本農林規格の一部を改正する件(同八〇五)

○風味調味料についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件(同八〇六)

○畳表の日本農林規格の一部を改正する件(同八〇七)

○畳表についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件
(同八〇八)

○畳表の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件(同八〇九)

○畳表についての検査方法の一部を改正する件(同八一〇)

○水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令第一項第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する水産動植物等を指定する等の件の一部を改正する件(同八一)

- (イ)
- ① エナラチルメチルアミン酸塩 2.5mg 「アイトラン」 2.5mg 1錠
 - ② エナラチルメチルアミン酸塩 5mg 「アイトラン」 5mg 1錠
 - ③ エナラチルメチルアミン酸塩 10mg 「アイトラン」 10mg 1錠

- (ロ)
- ④ フルボキサミンアミン酸塩 25mg 「アイトラン」 25mg 1錠
 - ⑤ フルボキサミンアミン酸塩 50mg 「アイトラン」 50mg 1錠
 - ⑥ フルボキサミンアミン酸塩 75mg 「アイトラン」 75mg 1錠

- (ウ)
- ⑦ クスロチン 錠 1% 「アイトラン」 1% 1g
 - ⑧ クスロチン 錠 0.5mg 「アイトラン」 0.5mg 1錠
 - ⑨ クスロチン 錠 1mg 「アイトラン」 1mg 1錠
 - ⑩ クスロチン 錠 2mg 「アイトラン」 2mg 1錠
 - ⑪ クスロチン 錠 3mg 「アイトラン」 3mg 1錠

○厚生労働省告示第百三十号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十三号）附則第三條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二條の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十六條第一項第一号の規定に基づき、平成二十五年三月三十一日付けで次の者の同法第三十二條第一項に規定する業務を行う者としての指定を取り消したので、同法第三十六條第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日 厚生労働大臣 田村 憲久

- 一 名称 財団法人深川高年齢者職業経験活用センター
- 二 住所 東京都江東区牡丹三丁目十四番十五号
- 三 事務所所在地 東京都江東区牡丹三丁目十四番十五号

○厚生労働省告示第百三十一号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四條第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日 厚生労働大臣 田村 憲久

第百二十三号中「又は」を「若しくは」に改め、「もの」の下に「又は○・五略カプセル製剤及び一、○略カプセル製剤であつて調節リウマチに用いられるもの」を加える。

○厚生労働省告示第百三十二号
健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一條第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日 厚生労働大臣 田村 憲久

表広島県の項中「尾道市」を削り、同表大分県の項を削る。

○厚生労働省告示第百三十三号
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の第三項第二号及び同条第三項第二号の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の第三項第二号及び同条第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成十八年厚生労働省告示第百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月一日 厚生労働大臣 田村 憲久

第二条の表研修を実施する期間の欄及び第三条の表研修を実施する期間の欄中「平成二十五年三月三十一日まで」を「平成二十八年三月三十一日まで」に改める。

○厚生労働省告示第百三十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第四十四条の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（昭和五十一年労働省告示第百二十二号）の一部を改正する。ただし、この告示の適用の際現に使用されている障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式第六條に規定する改正前の様式第八号については、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

平成二十五年四月一日 厚生労働大臣 田村 憲久

様式第八号（表面）中「厚生労働大臣」を「厚生労働大臣又は公共職業安定所長」に改める。

○厚生労働省告示第百三十五号
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四條の三第一項の規定により、平成二十五年四月一日付けで次の法人を同項に規定する在宅就業支援団体として登録したので、同法第二十二條第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年四月一日 厚生労働大臣 田村 憲久

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地
社会福祉法人すずらんの会	神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目一番七号	大長 義信	神奈川県相模原市南区麻溝台七四三 神奈川県相模原市南区麻溝台七丁目一番七号 神奈川県相模原市中央区小町通二丁目八番十五号 神奈川県大和市中央三丁目五番九号

○農林水産省告示第百八十二号

中央卸売市場における卸売業務の許可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三條第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月一日 農林水産大臣 林 芳正

変更後の卸売の業務を行う者に係る事項
地位を承継する卸売業者の名称 丸果静岡青果株式会社
地位を承継される卸売業者の名称 県印静岡青果株式会社
卸売の業務を行う市場 静岡市中央卸売市場

取扱品目の部類 青果部
合併の年月日 平成二十五年四月一日

変更前の卸売の業務を行う者に係る事項
一 卸売の業務を行う者の名称 丸果静岡青果株式会社
卸売の業務を行う市場 静岡市中央卸売市場

取扱品目の部類 青果部
許可の年月日 昭和五十一年二月十六日

二 卸売の業務を行う者の名称 県印静岡青果株式会社
卸売の業務を行う市場 静岡市中央卸売市場

取扱品目の部類 青果部
許可の年月日 昭和五十一年二月十六日